

## かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、県産ヒノキ材の住宅資材としての認知度向上と利用促進を図るため、香川県産認証ヒノキ材を使用した住宅を建設する者に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「香川県産認証ヒノキ材（以下「認証ヒノキ材」という。）」とは、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証したヒノキ及びヒノキを加工した製品をいう。
- (2) 「木造住宅」とは、主要構造部の過半が木造で、居住室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅をいう。
- (3) 「建設等」とは、住宅を新築、増築、改築又はリフォームすることをいう。
- (4) 「リフォーム」とは、住宅の全部又は一部について修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。
- (5) 「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる、床面、壁面、及び天井面等に使用する内装化粧仕上材をいう。

### (補助事業者および交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる者で、県税の滞納がない者とする。

2 交付要件は、別表第2に掲げる条件を満たすものとする。

### (補助対象となる認証ヒノキ材の用途)

第4条 対象となる認証ヒノキ材の用途は、構造材、下地材、内装材など建設等する住宅に使用する全てを対象とするが、外構や家具などの非固定式のもの是对象外とする。

### (補助金額)

第5条 補助金の額及び限度額は、別表第3のとおりとする。

### (交付申請および交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅建設等の工

事請負契約締結後、交付申請書（別記様式第2号）に別表第4に掲げる書類を添付し、申請の対象とする認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日の30日前までに協議会を經由して知事に申請しなければならない。

ただし、認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日が4月15日から30日までの期間である場合に限り、4月5日までに申請するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 知事は、前項により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知する。

#### （交付申請の受付期間）

第7条 前条第1項に定める交付申請書の受付期間は、「前期」を4月1日から8月20日まで、「後期」を9月10日から2月13日までとする。

- 2 交付申請書の受付は、「前期」「後期」の別に先着順とする。ただし、申請のあった補助金の総額が「前期」「後期」の別にそれぞれ定めた予算額に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了することとし、予算を超過する申請があった場合には、当該受付終了日に到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定するものとする。

#### （申請内容の変更）

第8条 申請者は、申請内容のうち、次の各号の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書（別記様式第5号）により、速やかに協議会を經由して知事に申請しなければならない。

- （1）補助金の額の増又は3割を超える減
- （2）認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日が1ヶ月以上遅れる場合
- （3）施工業者
- （4）モデル住宅の公開期間、公開日数に変更される場合
- （5）その他知事が必要と認めるもの

- 2 知事は、前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書（別記様式第6号）によ

り、当該申請者に通知する。

(申請の取り下げ)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる理由により申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（別記様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 認証ヒノキ材使用量が別表第2に掲げる使用量を下まわる場合
- (2) 認証ヒノキ材使用部分施工完了が申請年度の3月15日を過ぎる場合
- (3) 交付対象となる住宅の建設を取りやめる場合
- (4) その他申請を取り下げる事由が発生した場合

(実績報告)

第10条 申請者は、補助の対象となる認証ヒノキ材使用部分の施工を完了した時は遅滞なく、実績報告書（別記様式第8号）に別表第4に掲げる書類を添付し、協議会を經由して知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定に基づき実績報告書が提出されたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、その額を確定するとともに補助金額の確定通知書（別記様式第10号）により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(居住開始の届出)

第13条 本補助金の交付を受けた者が、当該住宅へ居住を始めたときは、速やかに居住開始届(別記様式第12号)により知事に届け出なければならない。(ただし、新築の場合のみ。)

(補助金交付の取り消し等)

第14条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する行為を行ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合。

(2) 補助金の交付に関して不正な行為があった場合。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、その返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第15条 申請者は、本事業にかかる帳簿や書類等について、事業が完了した年度の翌年度から5年間はこれを保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

2 第7条の規定に関わらず、平成29年度は交付申請の受付期間を「前期」5月1日から8月20日まで、「後期」を9月10日から2月13日までとする。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

補助金交付対象者

区分	補助金交付対象者
新築・増築・改築・リフォーム	県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う者
モデル住宅	認証ヒノキ材を使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等

別表第2

交付要件

補助対象区分	助成区分	交付要件	内容
共通	共通	施工業者	県内に本社事業所を有する業者が施工する住宅であること。
		認証ヒノキ材使用量の証明	協議会が実施する検査を受け、香川県産認証ヒノキ材使用量証明書（別記様式第1号）の交付を受けるものとする。
		施工期限	申請年度の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工が完了すること。
	認証ヒノキ材購入助成	認証ヒノキ材の使用	1戸あたり3立方メートル以上認証ヒノキ材を使用していること、又は1戸あたり認証ヒノキ材の内装材の使用面積が10平方メートル以上であること。
	特別加算	認証ヒノキ材の使用	内装材を除き1戸あたり15立方メートルを超える認証ヒノキ材を使用していること。
		県産木材普及啓発への協力	県又は協議会が開設・作成する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等 <sup>※1</sup> の掲載に同意するとともに、県産木材のPR事業等に協力すること。
モデル住宅	モデル住宅としての公開	認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。	

	展示用品 助成	認証ヒノキ 材使用につ いての展示	認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・ PRするための展示用品であること。
--	------------	-------------------------	---

※1 掲載内容は住宅の外観、内観、及び建築中の写真と、所在市町名、施工業者名、認証ヒノキ材使用量とし、個人が特定できるような情報の掲載はしない。

### 別表第3

#### 補助金額及び限度額

補助対象区分	助成区分	補助金額	上限
共通	認証ヒノキ材購入助成	認証ヒノキ材の使用量（立方メートル単位とし、小数第1位未満を切り捨てとする。）に1万円を乗じて得た額と認証ヒノキ材の内装材の使用量（平方メートル単位とし、整数未満を切り捨てとする。）に3千円を乗じて得た額を合計した額とする。	50万円/戸
	特別加算	内装材を除き15立方メートルを超える認証ヒノキ材の使用量（立方メートル単位とし、小数第1位未満を切り捨てとする。）に4万円を乗じて得た額とする。	
モデル住宅	展示用品助成	展示用品の作成経費、購入経費、賃料等（以下「展示用品費」という）の2分の1以内	

### 別表第4

#### 添付書類

交 付 申 請 書	住宅建設等の工事請負契約書の写（ただしモデル住宅の場合は除く）
	認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）
	建築確認済証の写または建築工事届出書の写 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証及び設計図（平面図）の写し。 上記に該当しない住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図（平面図）の写し（ただし、リフォームの場合は除く）
	住宅建設等の箇所を表示した位置図
	県税及び個人住民税の完納証明書（ただし、モデル住宅の場合は県税のみ）
	モデル住宅公開実施計画書（別紙参考様式1）（ただし、モデル住宅の場合のみ）
その他知事が必要と認める書類	
実	認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（5枚程度）及び建物の全景写真

モデル住宅公開実施報告書（別紙参考様式1）（ただし、モデル住宅の場合のみ）
モデル住宅公開時の写真（ただし、モデル住宅の場合のみ）
展示用品の設置状況が分かる写真（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
展示用品費の領収書等（ただし、モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
認証ヒノキ材納品書の写
認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）
その他知事が必要と認める書類

香川県産認証ヒノキ材使用量証明書

年 月 日

香川県知事 へ

香川県産木材認証制度運営協議会  
会長

年 月 日付けで補助金交付決定の通知のあった下記の住宅については、香川県産木材認証制度実施要領（平成25年3月14日）に基づく認証材を下記のとおり使用していることを証明します。

記

補助金の対象となる住宅の所在		
交付決定番号	—	
認証ヒノキ材使用量審査年月	年 月 日	
認証ヒノキ材検査員氏名		
立会者氏名		
認証ヒノキ材の数量	構造材	m <sup>3</sup>
	内装材	m <sup>2</sup>
認証ヒノキ材の内訳	別紙のとおり	

※立会者は、申請者又は申請者の代理人とする。



香川県知事 あて

申請者 住所  
ふりがな  
氏名

印

(連絡先電話番号

)

年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付申請書

年度において、かがわ県産ひのき住宅助成事業費補助金の交付を受けたいので、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

区分	補助金額
認証ヒノキ材購入助成	円
特別加算	円
展示用品助成 (モデル住宅のみ)	円
合計	円

2 住宅の概要

建設地					
認証ヒノキ材使用予定量	構造材等	m <sup>3</sup>	内装材	m <sup>2</sup>	
施工業者	名称			担当者	
	本社所在地			TEL ( ) -	
認証ヒノキ材使用部分 施工完了予定日	年 月 日				
モデル住宅公開期間	年 月 日～ 年 月 日		公開日数	日間	

3 添付書類

- (1) 住宅の建設工事請負契約書の写 (モデル住宅は除く)
- (2) 認証ヒノキ材使用内訳書 (別記第3号様式)
- (3) 建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号) (以下「建築基準法」という) 第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証及び設計図(平面図)の写し
- (4) (3) 以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図(平面図)の写し (リフォームは除く)
- (5) 住宅建築箇所を表示した位置図
- (6) 県税の完納証明書及び個人住民税 (モデル住宅は除く) の完納証明書
- (7) モデル住宅実施計画書 (モデル住宅のみ)
- (8) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## 認証ヒノキ材使用内訳書（構造材等）

番号	品名	長さ (m)	断面寸法 (mm)		1本当たり 材積 (m <sup>3</sup> )	数量 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )
			縦	横			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
合計							

※製材品等の規格別に記載すること。

※本様式に記載の内容が含まれるものであれば、別様式でも可とする。

## 認証ヒノキ材使用内訳書（内装材）

番号	品名	長さ (m)	幅 (mm)	1本当たり	数量(本)	面積(m <sup>2</sup> )
				面積(m <sup>2</sup> )		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
合計						

※製材品等の規格別に記載すること。

※本様式に記載の内容が含まれるものであれば、別様式でも可とする。

様

香川県知事

年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった 年度かがわ県産ひのき住宅助成事業については、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定します。

記

1 決定の内容

①補助金交付決定額

区分	補助金交付決定額
認証ヒノキ材購入助成	円
特別加算	円
展示用品助成	円
合計	円

②住宅の概要

認証ヒノキ材使用予定量	構造材等	m <sup>3</sup>
	内装材	m <sup>2</sup>
施 工 業 者		
認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日		
年 月 日		
モデル住宅	公開期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	公開日数	日間

③交付決定番号

		-			
--	--	---	--	--	--

2 補助の条件

「香川県補助金等交付規則」及び「かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱」に従うこと

香川県知事 へ

申請者 住所  
氏名  
(連絡先電話番号) 印

年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けで補助金交付決定の通知があった 年度かがわ県産ひのき住宅助成事業について、下記のとおり変更したいので、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更内容

変更事項	申請書の内容	変更後の内容

2 変更の理由

3 交付決定番号

		-				
--	--	---	--	--	--	--

4 添付書類

- (1) 住宅の建設工事請負契約書の写 ※施工業者が変更される場合
- (2) 認証ヒノキ材使用内訳書(別記様式第3号) ※認証ヒノキ材の使用予定量が変更される場合
- (3) モデル住宅公開実施計画書(別紙参考様式1) ※公開期間、公開日数、展示用品費が変更される場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 浜田恵造

年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で補助金変更交付申請のあった 年度かがわ県産ひのき住宅助成事業については、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり変更決定します。

記

1 変更決定の内容

①補助金交付決定額

区分	補助金交付決定額	
	変更前	変更後
認証ヒノキ材購入助成	円	円
特別加算	円	円
展示用品助成	円	円
合 計	円	円

②住宅の概要

		変更前	変更後
認証ヒノキ材 使用予定量	構 造 材 等	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	内 装 材	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
施 工 業 者			
認証ヒノキ材使用部分施工完了 予 定 日		年 月 日	年 月 日
モデル住宅公開期間		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
モデル住宅公開日数			

③交付決定番号

	—			
--	---	--	--	--

年 月 日

香川県知事 へ

申請者 住 所

印

(連絡先電話番号 )

年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付取下げ届出書

年 月 日付で、補助金交付決定の通知があった 年度かがわ県産ひのき住宅助成事業について、下記の理由により補助金交付申請を取下げたいので、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき提出します。

記

1 取下げ理由

- (1) 認証ヒノキ材使用量が3立方メートル未満（又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル未満）となったため
- (2) 認証ヒノキ材使用部分の施工完了が 年3月15日を過ぎるため
- (3) 交付対象となる住宅の建設を取りやめるため
- (4) その他 ( )

※該当する理由の番号に○をし、「(4) その他」の場合は取下げ理由を具体的に記載。

2 交付決定番号

		-				
--	--	---	--	--	--	--

香川県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 (し めい)  
(電話番号) 印 )

## 年度 かがわ県産ひのき住宅助成事業 実績報告書

次のとおり補助の対象となる施工が完了したので、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき提出します。

補助金交付決定年月日	年 月 日		
交付決定番号	—		
交付決定額	認証ヒノキ材購入助成	円	
	特別加算	円	
	展示用品助成 (モデル住宅のみ)	円	
	合 計	円	
認証ヒノキ材使用量	構 造 材 等	m <sup>3</sup>	
	内 装 材	m <sup>2</sup>	
建設地			
施工業者	名 称		
	本社所在地		
認証ヒノキ材使用部分 施工完了日	年 月 日		
モデル住宅公開期間	年 月 日 ~ 年 月 日	公開日数	日間

## ○添付書類

- (1) 認証ヒノキ材の使用状況が分かる写真（5枚程度）及び建物の全景写真
- (2) モデル住宅公開実施報告書（別紙参考様式1）（モデル住宅の場合のみ）
- (3) モデル住宅公開時の写真（モデル住宅の場合のみ）
- (4) 展示用品の設置状況が分かる写真（モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
- (5) 展示用品費の領収書等（モデル住宅で展示用品助成を受ける場合のみ）
- (6) 認証ヒノキ材納品書の写
- (7) 認証ヒノキ材使用内訳書（別記様式第3号）



香川県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
(電話番号) 印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金について、かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け 第 号による確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2)  
金 円

様

香川県知事

## 年度 かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで交付決定した 年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金に  
ついては、 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、次のとおり確定します。

補助金交付額	認証ヒノキ材購入助成	円	
	特別加算	円	
	展示用品助成 (モデル住宅のみ)	円	
	合計	円	
補助金の対象となる住宅	認証ヒノキ材使用量	構造材等	m <sup>3</sup>
		内装材	m <sup>2</sup>
	所在地		
交付決定番号	—		

## ○注意事項

- ・住宅が完成して、居住を開始したら、同封の居住開始届（ハガキ）に必要事項を記入の上、投函してください。（新築の場合のみ）
- ・本補助金の交付にかかる書類は、本通知書の年度から6年間保管してください。
- ・かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱に違反したり、補助金の交付に関して不正があった場合は、補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。
- ・本補助金の交付は、当該住宅の性能を担保するものではありません。



# 補助金交付請求書

請求金額	+	万	千	百	+	円
				0	0	0

(アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないで下さい。)

ただし、年度かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金として

交付決定番号

		-				
--	--	---	--	--	--	--

上記の金額を請求します。

平成	年	月	日
(発送日を記入(実績報告書と同日以降))			

香川県知事 へ

(請求者)

住所	〒 _____	
フリガナ		
氏名	(印)	

※交付申請書と同じ印であること

(振込先)

(金融機関名)			(本・支店、営業所等名)			
預金 種目	当座	普通	口座 番号			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
口座名義 (カタカナ)			※カタカナで記入してください。			

(注)この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

表

郵便はがき

切手をお貼り下さい

7 6 0 8 5 7 0

香川県 高松市 番町 四丁目 一番 十号  
香川県庁環境森林部  
みどり整備課  
森林政策グループ  
あて

# 裏

かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金 居住開始届

香川県知事 へ

年 月 日

かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金の交付を受けた住宅について、次のとおり居住を開始しました。

氏 名	
住 所	
居 住 開 始 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	—

## モデル住宅公開実施計画（報告）書

モデル住宅建設場所	
業者名	

### 1 公開期間

公開期間	平成 年 月 日 ( ) ~平成 年 月 日 ( )
上記のうち公開日 ※上記期間のうち公開する日を記載。期間中全日公開する場合は、「全日」と記載。	

### 2 モデル住宅公開の周知方法・対象

周知方法	(例：ホームページ、チラシ、DM 等)
公開対象	(例：一般、顧客、案内送付者)
想定（最終） 来場者数	人

### 3 展示用品

品名	個数	調達方法	価格
合計			

※調達方法には、作成、購入、レンタル等を記載。